

等があることが明らかになった。特定の個人が文書整理を行う場合は村によるそれとは目的が異なり、個人が重要とした文書が重要と見なされて整理が行なわれるため、その人物の文書に対する価値観が反映される作業であったことは確実である。特に、古文書を所蔵することは由緒書と同様に家格を示すものであり、古文書を所蔵していること自体が自らの由緒の正当性、村内における他者との差異を表している。つまり、「諸向留・いろは見出し」は利便性のみを目的として作成されたものではなく、由緒書作成と同様の思想、すなわち村内における自己の立場の正当性を主張する意識をもって作成されたものであるといえる。

撰閨期の有職故実

——御堂流の検討から——

告 井 幸 男

撰閨期の有職故実については、藤原道長が当時の二大流派であった九条流と小野宮流とを合流させ、そして独自の考えも加えて、御堂流という新流派をつくったという理解が一般に成されている。本報告ではこの点を再考察することで、撰閨期を中心に、しかしながら院政期への変転も展望しつつ、故実というものが持つていた意味について考えてみたい。

御堂流という語は院政期以降の史料において、相撲抜出と元三の間という二つの場面に際して言及される。相撲節には相撲人全員が参加して行われる召合と、その翌日に行われる選抜相撲ともいべき抜出とがあるが、一般の公卿は召合には隠(有)文帯・

螺鈿剣、抜出の日は無文帯・蒔絵剣であるのに対し、御堂流は両日ともに隠文帯・螺鈿剣を着すことが故実書や日記類に記されている。

また正月三が日の間の装束は、一般の公卿は元日のみ隠文帯・螺鈿剣、二三日は無文帯・蒔絵剣であるのに対し、御堂流は全日隠文帯・螺鈿剣であった。つまり相撲節会と元三の双方において御堂流は他の公卿とは違って、相撲節会において召合・抜出の両日、そして元三の間を通じて隠文帯・螺鈿剣を着用する。なお双方ともに公卿に限られ、御堂流でも非参議は蒔絵を着ける。但し御堂嫡流の者は近衛次将の段階で隠文螺鈿を着すことができた。

隠文帯・螺鈿剣は本来、着用する人間でいえば高位高官、着用する場であれば「極晴日」「宮中ノ大事」において着けるものである。すなわち隠文螺鈿は特別な儀式の日に、高位高官が着用する、晴れがましく厚礼の装束である。逆にいえば隠文螺鈿を着けることによって、着用者の身分を高く見せる・着用儀式(及びその儀式主催者)の格を高くする、という二つの効果が生じうることになる。

長和年間には、道長が公卿に隠文螺鈿の着用を求めている事例が散見する。そのうち道長が関係する儀式の事例は、その儀式及び関係者である道長の権威を高めようとする意図があったと考えられる。

また特に自分が主催者でない儀式においても、新儀に従わせること自体、公卿たちを権勢下におく意味があった。相撲抜出・元三の隠文螺鈿着用の初見はいずれもこの頃である。そして注意すべきは、道長は公卿全員に着用を命じているのであり、院政期の如く近親者のみに着用者を限ろうというような意思は全く見られ

ないことである。着用を制限することによって御堂流を他家とは差異化していた院政期とは明確に異なる。なお長和年間は道長と対立することの多かつた三条天皇の代である。

以後も道長が諸卿に隱文螺鈿の着用を命じた例は散見し、また、この隱文螺鈿着用の新儀は道長の後継者たち、頼通・師実らにも引き継がれる。いずれも参詣公卿全員に着用を求めており、この頃の女院（東三条院・上東門院）関連の行事において、願主や法会の内容により隱文螺鈿着用者の範囲が変わるのは対照的である。

この時期は儀式が事細かな作法に基づいて執行され、それを誤った者は有職の公卿に非難されることがしばしばであった。故実には単なる便宜上のもの他に、礼式上意味を持っているものも多い。これらを誤ることは「失礼」になるが、散見する「失礼」には無知・誤失によるもののみならず、意識的なものと考えられるもの、また明らかに故意であるものがある。

実例として顕光・懐忠・齊信などの例が挙げられる。中でも齊信は一条朝四納言の一人に数えられ、「當時賢才」とも称された有職の人物である。すなわち有職であることと失礼は必ずしも矛盾しない。むしろ有職であるからこそ失礼をしようとも言える。彼らの失礼は故実を知らないためではなく、逆に知っているからこそ敢えて故実に反する行動をとって、自分を厚礼の対象として可視化するのである。彼らはいずれも強い政治的な意志を持った人物であった。

故実と政治的意識が密接に関連していたことは、藤原伊周の例に如実に現れている。伊周は正暦年間さかんに故実とは違う新儀を主張し、更にそれに右大臣源重信が従っている。重信の女は伊

周弟隆家の室であった。伊周は時の摂政道隆の嫡男でこの時期は前途洋々たるものがあり、女婿を通じて連なるこの家の次代を担う伊周の権勢を高めるため、重信も伊周の新儀形成に参加しているのである。歴史の結果では伊周に摂関の地位はまわらず、道兼・道長と道隆の兄弟達が順に継いでいくことになった。そういった彼のいわば弱点、必ずしも安泰ではない将来の地位を補うべく、伊周はこの時期頻繁に新儀を案出し、重信も一体となって作ろうとしたのであろう。

これまでの「道長は九条流に小野宮流をとり入れ御堂流と称すべき道長家独特の儀式作法を作りあげた」という考え方は改められなければならぬ。院政期の御堂流の作法の何処にも小野宮流も九条流も取り入れられていない。相撲節後日・元三の間に隱文螺鈿を用いるのは道長による新儀である。また故実名としての御堂流とか道長家というような概念は、後世の産物であって道長の時期には形成されていない。道長が目指したのは着用を制限して自家を特別化することではなく、全員に着用させて自分の創出した新儀に従わせ、認めさせることであった。

道長が創出した作法が院政期以降、彼の後継者達によって受け継がれたことは事実である。但しそれは道長の意図したものでなく、内容も道長の目指したものとは異なる、歴史の変容を蒙ったものであった。院政期に至って御堂流一族のみに隱文螺鈿の着用が制限されたことや、あるいはまた嫡流が特別扱いされたことなどは、当時凋落の危機にあった摂関家の権威を確立するために、道長の故実が新たな歴史の意味を付与されて現れたことを示している。摂関期と院政期を直ちに直線的に結びつけることは出来ない。

近年進んでいる院政期以降の有職故実の研究において明らかに

されてきている諸様相との関連、及び院政期への展開過程を解明すべく、撰関期について更なる精緻な分析をしなければならぬ。また有職故実を単なる儀式作法の知識として終わらせるのではなく、歴史研究の考察対象として位置付けなければならない。本報告はその前提としての第一過程である。

大谷大学図書館禿庵文庫所蔵の中国古封泥

米田 健志

大谷大学元学長・故大谷登誠氏の蔵書が、禿庵文庫として大谷大学図書館に所蔵されていることは周知のとおりである。禿庵文庫には、典籍以外にも中国古器物のコレクションが所蔵されており、そのうち古印および古硯に関しては、それぞれ『中国古印図録』『中国古硯図録』が刊行され、その詳細が公開されている。しかしながら、今ひとつのコレクションである封泥については、これまで詳細な調査がなされていない。筆者はこのたび、この封泥を実地に調査する機会を得たので、その概要をここに報告したい。

封泥とは、秦漢時代において文書・容器などの封印に用いられた粘土塊のことであり、そこに残された印文は官職名・地名を考証する際の、またその形態は、紙ではなく簡牘を用いるという点で特殊な、当時の文書行政の実態を窺ううえでの重要な史料となる。禿庵文庫に所蔵される封泥・合計二五二点は、日本では東京国立博物館の藏品に次ぐものであり、また中国を含めても有数のコレクションである。

封泥の発見は、清・道光二年（一八三二）の四川における出土に遡る。当初はその用途が知られず、「印範」すなわち印章鑄造に用いる鑄型と考えられたが、のち劉喜海が『長安獲古編』において、『続漢書』百官志三に、「守宮令一人、六百石。本注曰、主御紙筆墨、及尚書財用諸物及封泥」とあることから、これを封泥と特定した。やがて同治年間（一八六一―一七四）には陝西からも多数出土し、その多くが呉式芬・陳介祺の所蔵に帰し、のち光緒（一八七五―一九〇八）初めの山東からの出土品の一部も、呉・陳両氏の得るところとなり、これらが『封泥攷略』十巻に著録される。山東出土品はこの他に劉鶚・郭甲堂・羅振玉らが入手した。しかし、こうして続々と発見された封泥も、より具体的な使用法とはいえず、必ずしも充分明らかにはななかった。なぜなら、封泥は先述したように簡牘と表裏一体で用いられるものであり、そのころには簡牘の実物が世に知られていなかったからである。当初の封泥に対する興味は、専ら古文字学および地名・官名の考証に関するものであり、文書行政との関連に着目されることはほとんど無かったといつてよい。

簡牘の発見は、二〇世紀初頭のスタインによる敦煌での発掘に始まり、これに対する最初の研究成果が羅振玉・王国維『流沙墜簡』である。また王国維「簡牘檢畧考」は、封泥に対する文書学的研究の嚆矢であり、文献史料の博搜にもつき簡牘と封泥との関係を論じる。さらに、のちには王献唐が山東省出土の封泥にもつき『臨淄封泥文字叙目』を発表している。日本では、東京国立博物館藏品（これはもと陳介祺藏品であった）の形態分類を行った江村治樹「陳介祺旧蔵の封泥の形式と使用法」がある。